

「滋賀県翻訳・多言語対応ガイドライン(案)」に対して提出された意見と、それらに対する滋賀県の考え方

No	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に対する考え方
1. 対象言語の選定			
1	8	「当事者」とは誰のことを指すのかわかりにくいので、簡単に説明して例示してはどうか。	ご意見を踏まえ、 <u>本文の記載に以下の説明を加えます。</u>  <u>「当事者とは訳語の対象を管理する者を指します。例えば、滋賀県庁の部署名の訳語であれば、滋賀県庁が当事者になります。」</u>
3. 媒体の掲載			
2	13	案内板は、丸い取っ手をつけ、引っ張ると日本語訳が蛇腹折りか、ストレートに出るようにする。日本語訳はいろいろな模様や色の和紙で作り、細筆や筆ペンの美文字で表記すると、日本文化を味わえてよいと思う。	ガイドラインでは、「可読性・視認性・判読性を重視したデザインを心がける」までに言及を留め、具体的な表現方法・演出については、各ケースによって柔軟に検討していただけるようになっています。
3	15	多言語対応の可能な CMS(例)の紹介について、Drupal のみ非公式のサイトのアドレスが参照されている。他の CMS では公式サイトが参照されていることから、Drupal についても同様の対応をしてはどうか。	ご意見を踏まえ、 <u>以下のとおり修正します。</u>  (修正前) 「 <a href="http://drupal.jp">drupal.jp</a> 」  (修正後) 「 <a href="https://www.drupal.org">https://www.drupal.org</a> 」
4. 役割分担			
4	20	機械翻訳サービスの利用規約については、訳語の使用に関する知的財産権にあたって明記されていないことが多いことから、利用規約を読む旨明記してはどうか。	ご意見を踏まえ、 <u>本文の記載に以下の説明を加えます。</u>  <u>「なお、機械翻訳サービスを用いた訳語の使用・掲載にあたっては、サービスの利用規約を読み、知的財産権などについて問題がないことを確認しましょう」</u>

「滋賀県翻訳・多言語対応ガイドライン(案)」に対して提出された意見と、それらに対する滋賀県の考え方

No	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に対する考え方
全体・その他			
5	(全体)	外国人にとってわかりやすい訳語であること、翻訳者の作業負担を減らして円滑な翻訳作業環境を作ることは、多言語情報作成のニーズが高まるなかで重要な視点である。そのような環境を整える点においても、「滋賀県翻訳・多言語対応ガイドライン」の役割に期待したい。	このガイドラインがより実用的なものとなるためには、各地でこのガイドラインが活用され、その経験の共有によって更に見直しが進んでいくことが重要と考えます。  今後、そのような取組の実施も検討してまいりたいと考えています。
6	(全体)	今回のガイドラインの本格的な運用開始にあたって、できれば実践的なワークショップ等の機会を設けていただくなど、多くの方の理解・活用が浸透していけるようにお図りいただきたい。	
7	(全体)	本文中で Web サイトの表記がすべてドメイン名から始まっており、URL として必要な http:// もしくは https:// が抜けている。URL スキームの記載は技術面で非常に重要であることから、表記を勧める。	ご意見を踏まえ、本文中の Web サイトの表記について、 <u>すべて URL スキームを付記したものに修正します。</u>